

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社阿波銀行			コード	8388			
提出日	2023/5/30	異動（予定）日	2023/6/29					
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において、社外取締役の選任議案が付議されるため。							
<input checked="" type="checkbox"/>	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	園木 宏	社外取締役	○											△			有
2	米林 彰	社外取締役	○											△			有
3	野田 聖子	社外取締役	○	△													有
4	矢部 剛	社外取締役	○											△			有
5	橋爪 正樹	社外取締役	○													○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当行の会計監査人であるあづさ監査法人（現有限責任あづさ監査法人）に2009年6月まで在籍しておりました。	公認会計士として上場企業等の豊富な監査経験と財務・会計に関する高い知識を有しております。また、当行およびグループ会社等との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定いたしました。
2	当行の会計監査人である有限責任あづさ監査法人に2014年6月まで在籍しておりました。	公認会計士として上場企業等の豊富な監査経験と財務・会計に関する高い知識を有しております。また、当行およびグループ会社等との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定いたしました。
3	野田氏は、当行行員として1992年12月まで在籍しておりました。また、同氏は、現在、医療法人いちえ会監事を務めており、当行は、同法人との間に経常的な金融取引があり、当行の取引先に該当しますが、取引の規模・性質に照らして、同氏の独立性に影響を与える恐れがないと考えられることから、概要の記載を省略します。	弁護士として豊富な法律知識と経験を有しております。また、当行およびグループ会社等との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定いたしました。
4	矢部氏は、日本生命保険相互会社取締役として2019年7月まで在籍しておりました。当行は、同社との間に保険販売に関する業務を受託する等の取引があり、当行の取引先に該当しますが、取引の規模・性質に照らして、同氏の独立性に影響を与える恐れがないと考えられることから、概要の記載を省略します。なお、同社は、当行の株式1,140千株（2023年3月末現在、持株比率2.71%）を保有しております。また、同氏は現在、ニッセイ情報テクノロジー株式会社代表取締役会長を務めており、当行は、同社との間に保険契約管理システム保守契約を締結しております。当行の取引先に該当しますが、取引の規模・性質に照らして、同氏の独立性に影響を与える恐れがないと考えられることから、概要の記載を省略します。	金融機関における豊富な経験に加え、ニッセイ情報テクノロジー株式会社代表取締役社長として培った経営全般に関する経験と幅広い見識を有しております。また、当行およびグループ会社等との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定いたしました。
5		学識経験者として専門的な知識と経験を有しております。また、当行およびグループ会社等との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定いたしました。

4. 補足説明

【当行社外取締役の独立性判断基準】

- 当行における社外取締役が独立性を有すると判断するためには、当行が上場する金融商品取引所が定める独立性の要件を充足とともに、現在または最近（※1）において、以下の要件の全てに該当しないことが必要である。
- (1) 当行を主要な取引先（※2）とする者、またはその者が法人等である場合は、その業務執行者
 - (2) 当行の主要な取引先（※2）、またはその者が法人等である場合は、その業務執行者
 - (3) 当行から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産（※3）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
 - (4) 当行から多額の金銭その他の財産（※3）を得ている法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社等の社員等
 - (5) 当行から多額の寄付等（※4）を受ける者、またはその者が法人等である場合は、その業務執行者
 - (6) 当行の主要株主、またはその者が法人等である場合は、その業務執行者
 - (7) 次に掲げる者（重要（※5）でない者は除く）の近親者（※6）
 - ① 上記（1）～（6）に該当する者
 - ② 当行またはその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人

※1 「最近」の定義

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む

※2 「主要な取引先」の定義

- ・当行を主要な取引先とする者：当該者の連結売上高に占める当行宛売上高の割合が2%を超える場合
- ・当行の主要な取引先：当行の連結総資産の1%を超える貸付を当行が行っている場合

※3 「多額の金銭その他の財産」の定義

当行から、当行の連結経常収益の0.5%を超える金銭その他の財産を得ている場合

※4 「多額の寄付等」の定義

過去3年平均で、年間10百万円以上

※5 「重要」である者の例

当行の役員・部長クラスの者

※6 「近親者」の定義

配偶者または二親等以内の親族

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。